

滋賀県立男女共同参画センター(ジー ネットしが)

のあり方について

男女共同参画推進の第2ステージへ

平成21年3月

滋賀県男女共同参画審議会

目次

1. はじめに	1
2. 現 状	2
(1) 男女共同参画センターのあゆみ	2
(2) 男女共同参画センターの業務	2
3. センターをめぐる社会環境の変化と課題	4
(1) 人々のライフスタイルと意識の多様化	4
(2) 高齢社会から超高齢社会へ	5
(3) 地域団体・NPO、学校、企業等との新たな連携・協働	6
(4) センターの専門性の確保と施設の有効な活用	7
(5) 市町との役割分担	7
4. センターの新しい役割	8
(1) 男女共同参画社会の理念の一層の浸透	8
(2) 男女共同参画を推進する人材の育成	8
(3) 情報の収集・発信機能の強化とネットワークづくり	9
(4) 男女共同参画社会づくりの調査・研究の実施	9
(5) 男女共同参画の相談業務	10
(6) 市町の役割とネットワークづくり	10
5. おわりに	11
(参考資料)	12

1 . はじめに

平成 19 年度、滋賀県男女共同参画審議会は、滋賀県知事から男女共同参画計画の改定に当たっての基本的考え方について諮問を受けました。その答申において、早急に取り組むべき新たな課題への対応として、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進」、「女性の活躍支援(女性のチャレンジ支援)」、「県民との協働による教育・学習の推進」の3つを重点の柱に据えることの必要性を盛り込みました。平成 20 年 2 月に、滋賀県は、この答申を政策に反映した男女共同参画計画(第 2 次改訂版)を策定されました。

男女共同参画計画を着実に実行していくためには、男女の人権が尊重され、社会のあらゆる分野で、男女一人ひとりがその個性と能力を存分に発揮し、共に喜びを享受し、共に責任を担うという男女共同参画社会の基本的な理念・考え方の浸透が重要であることはもとより、男女共同参画が暮らしの様々な場における実践を通して人々のライフスタイルとして浸透、確立していくことが大切です。

折しも、国の男女共同参画会議の基本問題専門調査会が「地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起」を行い、その中で、これからの男女共同参画の推進は、研修、講習等の知識習得や意識啓発を中心とした取組にとどまらず、現実に地域で生じている様々な課題の解決のための実践的活動を中心とした取組への移行、いわば第 2 ステージへの移行が求められている、と述べています。例えば、地域おこし、商店街の活性化や産業振興、観光資源の開発、防災・防犯、環境など地域の様々な課題に、男性、女性、高齢者、若者、外国人、地域で活動する団体などが、多様な立場・視点からかわることにより、新たな発想が生み出されることで、地域の課題解決につなげていこうというものです。

そのためには、男女共同参画センターがこれら県民のみなさんの自発的・自律的な諸活動を支援する総合的な拠点施設として果たすべき役割がますます重要となってきます。

このような男女共同参画社会に向けて取り組むべき新たな課題や、男女共同参画推進の第 2 ステージへの移行という新たな要請にこたえるためには、これからの男女共同参画センターの役割や機能をいかに再構築していくかが課題となります。男女共同参画審議会では、男女共同参画センターのあり方を明らかにし、男女共同参画センターが、新しい時代の要請に応えつつ、県民、事業者、地域団体・NPO、市町のみなさんからより一層必要とされる拠点施設として次のステップを踏み出すよう、その果たすべき役割や機能について幅広く議論してきました。

滋賀県におかれては、日本経済や雇用情勢の悪化により社会不安が急速に広まり、より一段と厳しい財政状況の中にあっても、本審議会の意見を具体化し、男女共同参画センターが新たなステップを踏み出し、滋賀県における男女共同参画の実践が広がり、県民生活の中に 1 日も早く浸透するよう、その役割を果たしていくことを願っています。

2. 現 状

(1) 男女共同参画センターのあゆみ

昭和 61 年 11 月、すなわち「国連婦人の 10 年」最終年の次の年に県立婦人センターが「女性の自立と社会参加の促進」を目的に開所しました。当時の女性の地位向上や学習のための活動拠点施設の整備を求める多くの声を受け、全国的にみてもいち早い開所でした。それ以前においては、各種の女性団体が自己資金で設置した会館などを活動拠点として様々な活動を行っており、そうした先駆的な女性たちの活動が、大きな時代の潮流の中で、ようやく行政的な課題として取り上げられ、行政の施策として活動拠点の整備・支援が進められるようになったといえます。

婦人センターでは、女性学講座、女性リーダー研修やボランティア養成講座などに加え、全国に先駆けて男性学講座など時代のニーズをとらえた各種講座や団体交流を目的とした集いを開催し、積極的に諸活動に取り組みました。

その後、平成 9 年には、名称を「婦人センター」から「女性センター」と改め、さらに、平成 14 年 4 月、滋賀県男女共同参画推進条例（以下「推進条例」といいます。）の施行に伴い、「滋賀県立男女共同参画センター」と名称を変え、推進条例に規定する、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設に位置づけられ、現在に至っています。

(2) 男女共同参画センターの業務

現在、男女共同参画センター（以下「センター」といいます。）は、本県の男女共同参画推進の拠点として、次の業務を行うこととされています。（滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例）

男女共同参画に関する研修および講座の開催 男女共同参画に関する相談 男女共同参画に関する情報および資料の収集および提供 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の 促進ならびに自主活動への指導および助言 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業
--

センターでは、上記を踏まえ、4つの柱で男女共同参画の推進に向けた事業を実施されています。

研修・講座等の開催

- 今日的課題（例えばワーク・ライフ・バランスなど）を取り上げた、広く県民のみなさんに向けた公開講演会の開催
- 子育て期というライフステージの課題に対応した連続講座や、学校教育における男女共同参画などの個別課題に対応した講座など、対象をしばった学習機会の提供

(2.現 状)

- 子育てや介護等でいったん仕事を離れた女性等の再チャレンジを支援するため、基礎的知識や実践力を身に付ける連続講座の実施
- チャレンジしようとする女性への適切な情報提供や、具体的なアドバイス、専門機関への橋渡しなど、キャリアカウンセラー等による相談の実施
- 人材の育成とリーダーの資質向上のため、地域リーダーを目指す男女や市町担当者などを対象とした基礎講座、現に地域・職場・団体等で活躍するリーダーを対象としたステップアップ講座などの開催

交流・活動の支援

- 自治会や事業所、県民グループなどが主体的に開催する研修会、学習会などへの講師や助言者（G-NETしが推進員）の派遣による支援
- 県内で活動する団体、NPOがワークショップや講演会などで活動の交流を行う「G-NETしがフェスタ」の開催
- センター登録団体のネットワーク「しがWO・MANネット」の情報交換と研修の実施によるネットワークの充実

情報の収集と発信

- 男女共同参画に関する最新の情報を提供するため、情報誌「G-NETしが」を発行
- 図書・資料室において、男女共同参画に関する図書、行政資料、男女共同参画団体等の機関誌などの情報提供を行うとともに、メディアブースの設置、レファレンスサービスによる情報提供を実施
- 女性のチャレンジ支援のためのホームページ「チャレンジサイトしが」により、チャレンジしたい女性のための情報を一元化して提供
- メール・マガジンを発行し、センターや市町、団体等の男女共同参画にかかわるイベント情報などを発信

男女共同参画相談の実施

- 男女共同参画相談員による電話や面接による相談（性別による差別的取扱い、DV、セクシュアル・ハラスメント、自立・生き方、人間関係など）
- 弁護士、臨床心理士による専門相談（法律、DV）
- 県内の男女共同参画に関する相談ネットワークを主宰し、相談機関相互の連携強化と顔の見える関係づくりを行うとともに、相談員のスキルアップのための連続講座を開催

その他

- 子育て期の男女が講座等の事業に参加しやすい環境づくりとして託児室を設置

3 . センターをめぐる社会環境の変化と課題

センターが推進条例に定める拠点施設に位置づけられてから7年が経過しました。この間、少子化の進行とともに、高齢社会から超高齢社会に向かうなど社会環境は大きく変化し、人々のライフスタイルも多様化してきました。このような中、センターには、男女共同参画社会の基本理念を堅持し、理念の普及と浸透を図りつつ、冒頭「1.はじめに」で述べたとおり、とりわけ「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進」や「女性のチャレンジ支援」など、少子化対策、労働・経済、教育など他の様々な分野とも共通する緊急的な課題への取組も求められています。そして、推進に当たっては、県民のみなさんの男女共同参画社会に対する理解に基づく、自発的・自律的な取組の広がりや連動して進んでいくことが必要です。

(1) 人々のライフスタイルと意識の多様化

現在、雇用者の夫婦共働き世帯は、夫片働き世帯を上回っています。また、本県の平成17年の女性雇用者数は、昭和60年と比較して9万人以上増加し、1.5倍になりました。このような中で、働き方を含めて人々のライフスタイルが多様化しています。

したがって、これまでのような女性を中心としてセンターに来て学習や活動を行う利用の仕方の変化しつつありますし、またその変化への対応が求められています。

平成18年度の県民意識調査によると、センターの周知度は非常に低く、また婦人(女性)センターとして設置された経過から、いまだにセンターが女性のための施設であり、女性団体の活動拠点であるという先入観があります。また男女共同参画を女性の問題としてとらえる傾向も依然として根強くあります。それらがセンター利用者や利用の仕方を固定化している一因と思われます。

今後は、これらの制約要因を克服しつつ、働く男女や若年層、また様々な県民活動等を行っている団体にとっても利用しやすい施設にしていく必要があり、そのための一層の工夫と努力が必要です。

また、センターに対する思いや考え方・求めるものも、世代間で異なっています。女性の地位向上のための活動から男女共同参画社会づくりへと長期間かかわってきた世代と、他方において幼少より男女平等の教育を受け、男女雇用機会均等法をはじめ各種法制度の整備の中で活躍する女性の増加を当然視して育った世代とでは、大きな違いがあります。一方、性別や世代にかかわらず、関心のない層も多く存在しています。したがって施策の推進に当たっては、県民のライフスタイルと意識の多様化に応じて、センターが何を届けていくべきかを考える必要があります。

さらに近年では、インターネットや携帯電話が普及し、様々な情報を居ながらにして得られるなど、人々の情報収集や学習手段も変化しています。こうしたことからセンターが何を届けていくかとともに、どう届けていくか、多様なツールの活用を考えていく必要があります。一方で、センターに来てこそ得られる情報や知識の提供、人とのつながりやネットワークづくりの支援など、様々な工夫や仕掛けが必要です。

(2) 高齢社会から超高齢社会へ

男女共同参画社会づくりのためには、男女の「仕事と家庭との両立」とともに、長時間労働をはじめとする働き方の見直しを推進すべきことは明らかです。

併せて、高齢化の問題も考慮しなければなりません。約 30 年後には本県の 65 歳以上の人口割合は約 3 割に達すると推計されています。高齢化の状況は地域間で格差があり、湖北地域や湖西地域では 65 歳以上の人口割合が既に 3 割を超えている町や 3 割に近い市町があります。このように高齢化が進展するなかで、高齢者が生き生き暮らすことができる社会づくりという観点からの男女共同参画の取組が必要となっています。

一般的に、女性は男性に比べて長寿であるため高齢期の女性をめぐる固有の課題があります。例えば、女性は高齢になるほど人口割合が高く、一人暮らしが多いのに加えて、若い時期からの働き方などの格差が反映されて、経済的自立が困難な人が多数みられます。また家庭における介護者の 4 分の 3 が女性であり、さらに虐待の被害者の多くが女性です。

一方、男性は、家庭生活とりわけ家事の面で十分自立できていない人が多い上に、地域になじみが薄く孤立しがちです。さらに近年、介護を担う男性が増えつつある中で、介護をめぐる犯罪の加害者となるケースも女性より大きな確率で起こっています。

また、情報化社会の急速な進展に連れて、高齢者が情報から取り残されている現状や、社会の担い手としても期待され、今後ますます多数を占める高齢者の健康保持の面からも、高齢者・高齢期をめぐる課題に対応する施策を講じる必要があります。

人が、最期まで生き生きと輝き尊厳をもって暮らせるように、これらの課題の解決に向けて、地域差にも配慮しつつ、男女共同参画の視点から取り組む必要があります。また、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎える前の段階ですべきこと、高齢期を迎えてからできること等、男女共同参画の視点から提供できることを検討する必要があります。

(3) 地域団体・NPO、学校、企業等との新たな連携・協働

男女共同参画を、地域で生じている様々な課題に対応する視点から推進するためには、県内の地域団体・NPO、学校、企業など各種の主体との連携・協働をさらに強める必要があります。

地域団体・NPOは、地域社会のニーズをつかんで自主性・自律性に基づく活動を展開し、専門性に富み、貴重なノウハウを多く有していることから、地域団体・NPOとの協力・協働は不可欠です。

また、センターを中心に活動してきた団体において、活動者の固定化と高齢化の問題も同時に起きています。このような団体への支援のあり方や、新たな団体とのかわりや育成が課題となっています。

大学との連携については、これまで大学での公開講演会の開催や、センター事業に大学生の協力を得るなどの取組をされてきました。今後、調査・研究の分野での連携強化や研究者や大学の自主的研究活動の拠点としてのセンター活用を図るなど、新たな連携の方策を多角的に検討していくことが考えられます。

さらに高等学校や中学校への働きかけも重要です。男女共同参画の推進に当たっては自主的・主体的に行動できる若い世代の育成が必要であり、センターから講師を派遣する出前授業などとともに、図書・資料室をはじめとしたセンターの多面的な活用を教職員に働きかける取組などが考えられます。

企業や経済・労働団体については、重要な政策課題である「仕事と生活の調和の促進」に向けて、今後、センターとしていかに連携を進めていくかを検討する必要があります。また、連携していく内容としては、男女共に「意欲と能力」が発揮できる職場環境づくりが進むような方策や、センターが企業の人材育成の場として有効に活用される方策等の検討が考えられます。

これまで地域の多様な主体と連携し、事業が実施されてきましたが、今後ますます“協働”の観点からの事業展開が重要となってきます。

(4) センターの専門性の確保と施設の有効な活用

センターが、県民、事業者および市町の男女共同参画の取組を支援する拠点としての機能を強化するためには、継続して高い専門性を確保し、男女共同参画社会の基本的な理念を正しく発信することはもとより、新たな政策課題にも対応した常に新鮮なソフト面の取組を行っていくことが必要です。

すなわち、長年集積してきた情報と社会環境の変化等に伴う新しい情報の蓄積、事業実施のノウハウ等技術面での蓄積、築き上げてきた人材のネットワーク、そしてそれらを総合的かつ有機的に活用できる専門的知識と経験が職員に求められます。

しかし現状では、センターは県直営であり、職員は人事異動により平均3～4年で入れ替わることから、事務引継により継続性の確保に努められているものの、様々な面での蓄積は中断せざるを得ないのが課題となっています。

また県の厳しい財政状況を背景として、平成20年度予算の大規模な削減が行われ、センターでの図書・資料室の図書購入予算が大きく削減されました。このような中において、図書・資料室の専門性を確保しつつ、いかに機能を高めていくかが課題となっています。これまでの図書・資料の収集により、センターの蔵書は約67,000冊を超え、県民にとっても、学術研究者にとっても、極めて充実している状況にあるといえます。今後も、県民の財産である専門図書の充実は調査・研究の面からも必要であり、どのような収集方針をとるかを検討することと併せて、インターネットによる図書の検索や、県立大学をはじめ県内所在の大学図書館および個人研究室、市町などが有する男女共同参画に関する図書・資料・データの相互公開・相互貸出し・相互利用など社会的な有効活用を追求する必要があります。

また、センターを県民ニーズに沿った形で運営していくためには、「協働」の視点から県民や利用者の意見をセンターの運営に反映する場の検討が必要であり、県民を主体とした、例えば『センター運営委員会』の設置が望まれます。

なお、全国的には約3割の道県のセンターで指定管理者制度が導入され、財団、NPO、民間企業などがセンターの管理運営を担っている状況にあります。センターへの指定管理者制度の導入については賛否両論ある中において、県にあっては、財政上の問題を優先することなく、県民サービスの向上を基本として、本意見書で示したセンターの本来的な役割・機能を強化する方向でのセンター運営を強く望みます。

(5) 市町との役割分担

男女共同参画社会基本法に地方公共団体の責務が明記されたことや、市町村合併が進んだことなどに伴い、すべての市において基本計画が策定されるとともに、男女共同参画に関する事業が実施されており、4市では男女共同参画センターも整備されています。一方、町においては推進の体制や予算が不十分であるなど、市町間で取組に大きな差が生じている現状があります。このような現状において、一律に県の役割、市町の役割と分けることは難しい面がありますが、市町では担いきれない広域的な部分を県が担うという原則的な方向性のもと、県立施設としてセンターが果たすべき役割を、改めて整理する必要があります。

4 . センターの新しい役割

センターが、昭和 61 年に県立婦人センターとして設置されて以来、そこで学び育った多くの女性リーダーが現在も県内各地で活躍しており、センターがこれまで男女共同参画の推進拠点として果たしてきた役割には大きなものがあります。本審議会は、センターをめぐる現状と課題を踏まえ、今後、本県の男女共同参画のさらなる推進のために、センターが担うべき新しい役割を次のとおり提案します。

(1) 男女共同参画社会の理念の一層の浸透

男女共同参画社会がこれからの社会のあり方として重要であるという認識が、まだまだ社会にしっかりと根付いていません。男女共同参画社会の実現が、県民一人ひとりにとって、自らの生き方や働き方にかかわる身近で重要な課題であることについて理解が浸透し、社会の中に確立するよう取組を進めていくことが大切です。

そのためには、様々なメディアの活用をはじめ、多種多様な広報啓発や情報発信の取組により、男女共同参画が女性の問題であるという先入観を払しょくし、男性の生き方にも深くかかわる問題であって、男性、女性双方にとって暮らしやすさや生きやすさにつながり、一人ひとりの成長・発達にとって必要な社会の姿であるということ、わかりやすく見せて伝えていく必要があります。

(2) 男女共同参画を推進する人材の育成

男女共同参画社会の実現には、県民の自発的、自律的な取組・活動が不可欠です。今、男女共同参画の推進は、課題解決型の実践活動を中心とする段階へ移行することが求められています。このような中であって、地域において現実に生じている課題を解決するためには、前例にとらわれず、多様な人材がそれぞれの発想や能力、経験を活かして活躍できる土壌づくりと男女共同参画推進のために主体的に行動する人材の育成が重要です。

さらに、男女共同参画社会の実現を直接目的としないNPOや地域団体などにおいても、男女共同参画の視点をもって活躍する人材の育成に努める必要があります。

ひいては、県民のみなさんが自己啓発・相互啓発に積極的に取り組み、センターが課題解決型の実践活動を自律的に展開し得る人材の活動の拠点になることが期待されます。

(3) 情報の収集・発信機能の強化とネットワークづくり

センターを拠点に様々な活動が展開され、また新たな活動に拡がるためには、県内外の様々な自主的・自発的な取組・活動の情報を集約し、個人・団体・市町の取組の参考となる具体事例を多く情報発信することが求められます。とりわけ、具体的な活動に結びつけるためには、市町や地域レベルの新鮮な情報が必要であり、それら情報を収集するためのネットワークづくりが県外との連携も含めてますます重要となってきます。

情報を必要とする人に、必要な情報を届けるためには、ホームページを活用した情報の収集・発信のしくみの検討や、それらの情報を得て、交流や協働を希望する団体間のコーディネート役を果たすことも期待されます。

男女共同参画は、人々の暮らしのすべてにかかわる基本的なことです。センターには、暮らしの中にある生の声をすくい上げ、潜在化している課題に焦点を当て、必要な関係機関につなげていく“ハブ的機能”をもつことが期待されます。また、情報を整理し、有効に活用することが大切であり、その中から見えてきた地域の現状や課題、県民のニーズをしっかりと施策に反映していくことが必要です。

(4) 男女共同参画社会づくりの調査・研究の実施

現在、県の男女共同参画課では、計画策定や施策立案の基礎データにするため県民意識調査や男女共同参画推進の阻害要因の調査などを実施されていますが、センターでは、地域社会における男女共同参画の実践という視点からの調査・研究が必要と考えられます。例えば、市町における様々な計画等が男女共同参画の視点を反映して策定されているかといった調査、あるいは男性がおかれている状況についての基礎データの収集などが考えられます。

また、センターの図書・資料室と県内に設置されている大学の図書館・資料室との連携を深め、それぞれの蔵書・資料を有効に活用するとともに、センターを調査・研究の拠点として活動し研究成果を発信してもらう「客員研究員制度」の検討や、専門職員による大学研究者や大学院生との研究プロジェクトの組織化、あるいは共同研究の企画など、より専門的な調査・研究の中核施設としての役割をもつことが期待されます。

さらに、全国的な調査研究の状況や、市町の取組状況、国際的な動きを含め、男女共同参画にかかわる専門的な情報を広く県民に公開・提供し、有効活用を図ることが大事です。

(5) 男女共同参画の相談業務

センターでは、性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関して、男女共同参画相談員による電話や面接による相談を行うほか、弁護士、臨床心理士など専門家による相談を実施されてきました。今後とも、問題解決に向けての適切な支援機関の紹介、相談者が必要とする情報の提供、男女共同参画の視点からのカウンセリングなど、相談者自らが選択、決定し、自立に向かうことができるよう、適切な支援に努めていく必要があります。

また、男女共同参画相談ネットワークを運営し、市町の相談窓口や関係相談機関の連携を図るとともに、事例研究や相談員のスキルアップ講座を実施するなど、県内相談機関の連携強化とレベルアップに努められてきました。県内相談機関の中核として、引き続きその役割を担うとともに、行政の相談機関として、相談内容から行政課題を見逃さず、施策に結びつけていくことが大事です。

さらに今後は、相談者の様々な事情を勘案し、オンラインの活用を含め、いつでもどこからでも情報を得たり相談したりできる手段や、緊急を要する相談に対し、その内容に応じて適切な相談窓口等につなぐことができるよう、一層、相談しやすい環境づくりに向けての検討を期待します。

(6) 市町の役割とネットワークづくり

男女共同参画の推進に当たっては、住民に最も身近な市町の取組が非常に大切です。そのためには、市町において男女共同参画の必要性が十分に認識されることが重要です。市町が男女共同参画施策に積極的に取り組むとともに、様々な分野の施策が男女共同参画とのかかわりを意識した上で実施されるよう、また、担当者の人事異動にかかわらず、行政としての継続的な取組が可能となるよう、センターは、市町に対し十分な情報の提供をはじめ、研修等の機会を提供するなどの支援が必要です。さらに、地域課題や住民のニーズが市町に伝わり、中でも広域的な課題については市町からしっかりと県に伝わるシステムが必要です。

国、県、市町それぞれが男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいますが、その中であって、基本的には、県は市町で担いきれない広域的な部分を担い、住民に直結する実践的な部分は市町が担っていくべきと考えます。しかしながら、市町間の取組に大きな差がある現状においては、これまでの多くの事業の実績やネットワークをもつセンターとして、それぞれの市町の特性に配慮し、すべての市町において実践的活動が進むよう支援を行っていく必要があります。

また、4市ではセンターが整備されていることから、県内センター間のネットワークを構築して相互に連携・協働し、それぞれのセンターの機能を相乗的に高めていくことが期待されます。

5 . おわりに

現在、滋賀県は環境に関する取組先進県ですが、環境問題への取組が世界的な動きとなり日本でも定着したように、男女共同参画社会の実現に向けた取組もまた、滋賀県や日本の課題というだけでなく、世界レベルの大きな社会潮流の一つです。

急速な少子高齢化の進行により、10年以内に滋賀県にも人口減少社会が訪れることが予測されています。男女が対等なパートナーとして共に社会を支え、共に責任を果たしていかなければ、社会の様々なところで担い手が不足し、持続可能な社会になり得ません。

男女共同参画社会に向けての取組をおろそかにしては、この先、日本の政治的・経済的な問題も解決できず、一人ひとりの幸せな暮らしの実現が困難だと思われます。男女共同参画の理念は民主主義の問題であり、人権の問題です。県民一人ひとりが「意欲と能力」を十分に発揮でき、多様な人材の多様な発想が活かされる環境をつくるのが、人口減少社会にあっても社会の活力を維持し、人々が生き生きと暮らしていくことにつながります。男女共同参画社会は、これからの社会のあり方そのものです。そのような方向性のものであり、次世代にその理念をしっかりと伝えとともに男女共同参画が実現した社会を引き継ぐよう、今こそ努めなければならないと考えます。

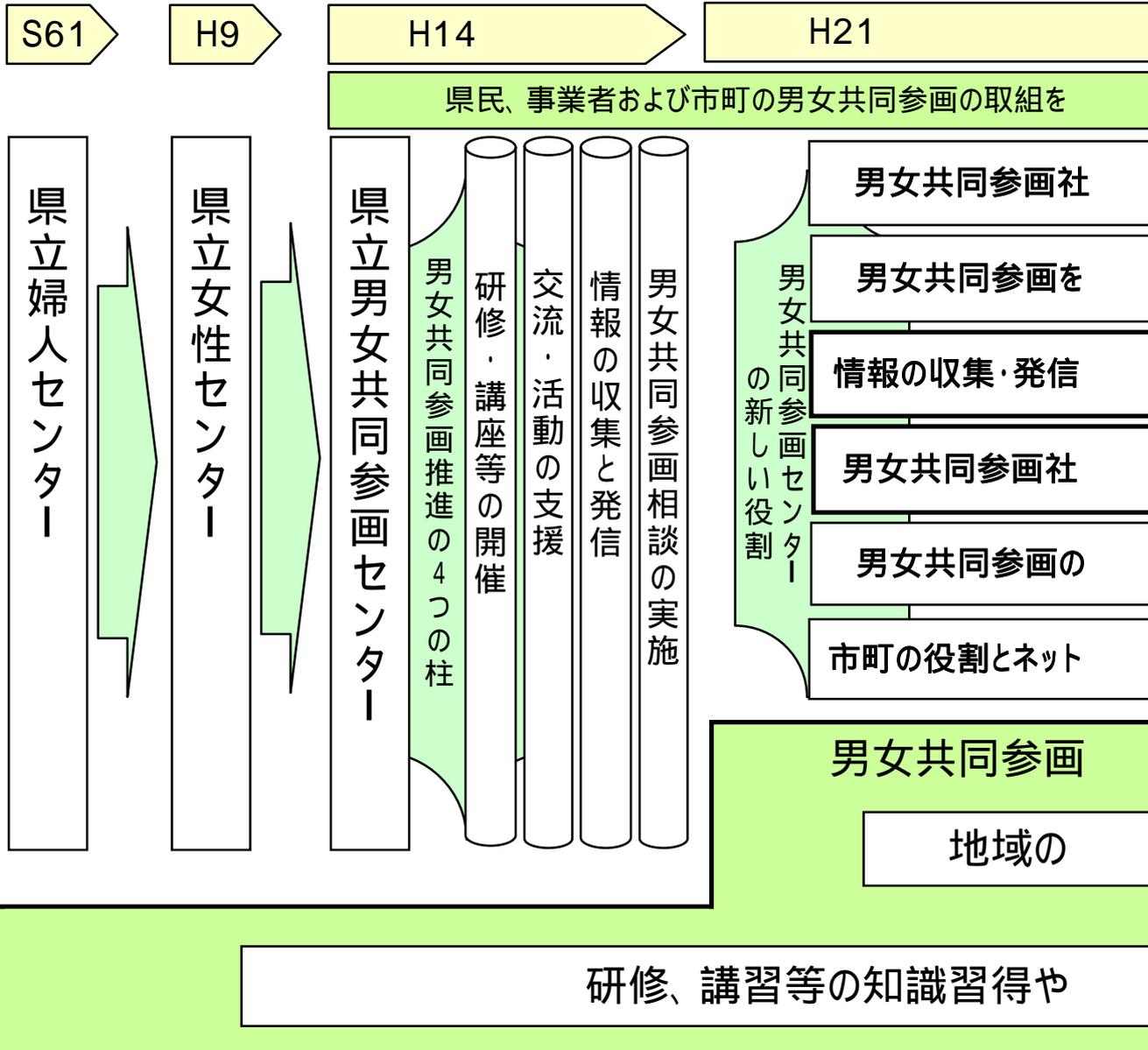
平成21年6月、男女共同参画社会基本法の制定から10年が経過します。法律や制度などは一定整ってきており、様々な場面で男女格差も縮小してきています。しかしながら、意識調査をみても、必ずしも県民一人ひとりの実感にはなり得ていないのが現状です。滋賀のセンターは、全国的にみてもいち早く設置され、20余年の先進的取組の貴重な経験の蓄積があります。これからは、冒頭に述べた男女共同参画推進の第2ステージへの移行という観点から、その役割の強化が求められています。特に県民のニーズや課題にこたえる中核施設として、男女共同参画の視点を活かした地域の課題解決の仕組みづくりに取り組み、地域の課題解決に主体的に行動できる人材を育成する拠点として、そして必要な人に必要な情報を橋渡しできる情報収集・発信の拠点として、その機能の強化が求められます。

センターが、今後その専門性をより高め、十分に機能を果たすよう、本意見書を尊重し、審議経過も参考とされながら、センター利用者をはじめ、広く県民のみなさんの意見を聴き、また市町とも十分に連携をとりつつ、県として予算確保に努め、計画性をもって施策に取り組まれることを希望します。

(参考資料)

男女共同参画センター(G - NETしが)のあり方について(ポイント)	13
1 . 男女共同参画センター概要	15
2 . 男女共同参画センターのあゆみ	16
3 . 男女共同参画センターの利用状況	17
4 . 本文関連統計資料	18
(1) 共働き世帯数の推移(滋賀県)	18
(2) 雇用者数の推移(滋賀県)	18
(3) 男女共同参画センターの周知度	18
(4) 滋賀県の人口の推移	19
(5) 女性を 100 とした場合の男性の人口比(滋賀県)	19
(6) 要介護者からみた主な介護者の続柄および同居 している介護者の性別割合(全国)	20
(7) 75 歳以上男女の単身世帯数の推移(滋賀県)	20
5 . 滋賀県男女共同参画審議会(第 4 期)委員名簿	21
6 . 滋賀県男女共同参画審議会の審議経過	22

滋賀県立男女共同参画センター (G - NET) 男女共同参画推進



社会環境の変化と課題



人々のライフスタイルと意識の多様化

- ・共働き世帯の増加
- ・携帯等IT機器の普及
- ・法制度の整備
- ・意識の変化

高齢社会から超高齢社会へ

- ・一人暮らし高齢者の増加
- ・男女の経済格差
- ・男性の生活自立
- ・介護をめぐる問題

しが)のあり方について (ポイント)
の第2ステージへ

滋賀県男女共同参画審議会

ポイント

支援するための総合的な拠点施設

会の理念の一層の浸透

男女共同参画が男性の生き方にも深くかかわることをしっかり発信

推進する人材の育成

様々な活動分野で男女共同参画の視点をもって活躍する人材の育成

機能の強化とネットワークづくり

情報収集のネットワークづくり、団体間のコーディネート役、潜在化している課題の施策への反映

会づくりの調査・研究の実施

『客員研究員制度』の検討、専門職員による調査研究の企画、組織、情報発信

相談業務

オンラインの活用による情報提供や相談を含め、より一層、相談しやすい環境づくりを

ワークづくり

地域課題や住民ニーズが県に伝わるシステム
県内男女共同参画センターのネットワーク構築

推進の第2ステージへ

課題解決のための実践的活動を中心とした取組

意識啓発を中心とした取組

地域団体・NPO、学校、
企業等との新たな連携・
協働

- ・NPOとの協力・協働
- ・団体への支援、育成
- ・大学との連携、中高
への働きかけ
- ・企業との連携

専門性の確保と
施設の有効な活用

- ・専門性の継続
- ・図書・資料の有効な
活用
- ・センター運営委員会の
設置

市町との役割分担

- ・市町間の取組格差
- ・広域的な部分を県が
担う原則のもと、県立
センターとしての役割
整理

1. 男女共同参画センター概要

(1) 目的

県民、事業者、市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設として、男女共同参画社会の実現を目指す多様な活動を促進するため、女性・男性問題など男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供および指導者の育成を目的とした研修、講座の開催をはじめとして、女性や男女共同参画社会に関する情報・資料の収集および提供、相談、交流・活動の場の提供等を通じて、男女共同参画の推進を図る。

(2) 名称

滋賀県立男女共同参画センター 愛称「G-NETしが(ジーねっとしが)」

(3) 所在地

滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

(4) 施設

ア. 特徴

施設の外観は、男女共同参画の実践活動を支援する場としてふさわしい色調と景観を保ち、施設内は全体的に明るくゆったりとした空間を有した施設となっている。

図書・資料室は、図書、ビデオ、行政資料、ミニコミ誌など6万冊余が収蔵され、またインターネットを利用できるブースもあり、閲覧、調査研究等に落ち着いたゆとりのあるスペースが確保されている。

大ホール(多目的ホール)は、電動昇降椅子が採用されており、階段利用、平面利用が共に容易にできる。

談話サロンは、施設利用者向けに広い空間と落ち着いた雰囲気が確保され、また活動団体のための団体交流室や、託児のための幼児室などが設置されている。男女共同参画に関する県内外の情報を提示する参画情報コーナーを談話サロンの一角に設置している。

イ. 規模

敷地面積 17,787.94 m²

構造規模

- ・本館(鉄筋コンクリート造一部2階建)3,687 m²(1階3,096 m²、2階591 m²)
- ・高齢者・障害者用施設、設備
- ・その他の施設

茶亭(日本庭園付)、全天候型テニスコート3面(休憩施設付)、用具庫、洋

庭園、駐車場(約250台収容)、駐輪場、車いす専用駐車スペース(2台分)
事業費等

- ・総工事費 1,654,614千円(国庫81,000千円)
- ・開館年月日 昭和61年11月1日(同月27日業務開始)

(5) 管理運営

ア. 所管 滋賀県県民文化生活部男女共同参画課

イ. 管理 滋賀県立男女共同参画センター

ウ. 開所日、開所時間

火曜日～日曜日

午前9時から午後9時まで(図書・資料室は午前10時から午後4時まで)

エ. 休所日

月曜日(祝日の場合を除く)、祝休日の翌日および年末・年始(12月28日から1月4日)、施設点検日などによる臨時休所日

2. 男女共同参画センターのあゆみ

時 期	あ ゆ み
昭和60年 1月	滋賀県婦人問題懇話会 「滋賀の女性の自立と社会参加のための婦人総合センターの建設についての提言」
昭和60年 6月 1日	「(仮称)滋賀県立婦人センター開設準備協議会」設置
昭和60年10月11日 ～昭和61年9月16日	「(仮称)滋賀県立婦人センター新築工事」施工
昭和61年11月 1日	「滋賀県立婦人センター」設置
昭和61年11月27日	「滋賀県立婦人センター」業務開始
平成 7年10月	滋賀県立婦人センター運営協議会 「近未来婦人センターのあり方」について報告
平成 8年	開所 10 周年
平成 9年 4月 1日	「滋賀県立女性センター」に名称変更
平成11年 6月23日	「男女共同参画社会基本法」成立・施行
平成14年 4月 1日	「滋賀県男女共同参画推進条例」施行 「滋賀県立男女共同参画センター」に名称変更 県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設として位置づけ
平成14年 6月	「滋賀県立男女共同参画センター」の愛称を県民公募による「G-NETしが」に決定
平成18年	開所 20 周年

3 . 男女共同参画センターの利用状況

(1) 利用者数の推移

(人)

	S62	H9	14	15	16	17	18	19
主催事業参加者	6,098	12,708	8,894	9,225	11,393	12,492	12,529	11,273
貸館事業参加者	65,635	64,437	66,207	76,884	66,114	75,296	73,475	72,986
図書資料室利用者	12,369	47,823	47,960	56,685	50,080	55,045	54,570	54,410
視察・見学者	4,105	332	132	248	283	37	85	142
合 計	88,207	125,300	123,193	143,042	127,870	142,870	140,659	138,811

(2) 男女共同参画相談件数の推移

(件)

	S62-H7	H9	14	15	16	17	18	19
電話相談	998	353	1,431	1,616	1,833	2,068	1,896	2,016
面接相談		88	706	1,109	1,277	1,282	1,264	421
合 計		441	2,137	2,725	3,110	3,350	3,160	2,437

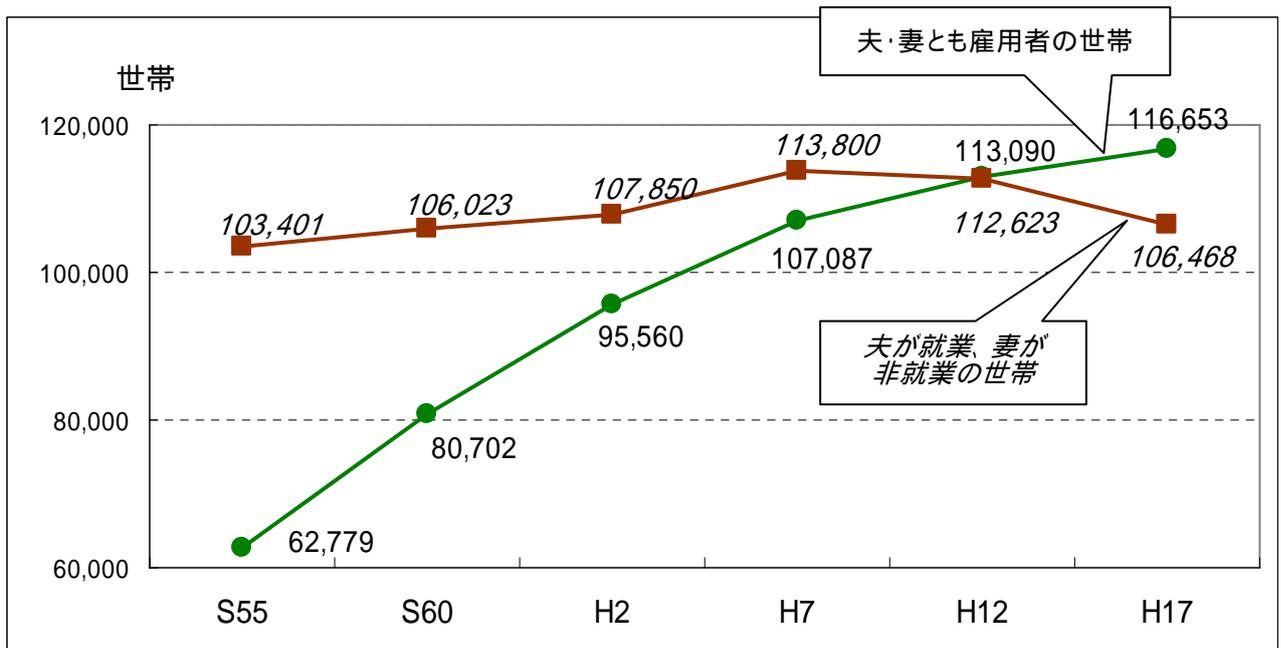
平成 14 年度からは、相談員が 1 名から 3 名になり、配偶者暴力相談支援センターの機能が付加された。

(3) 図書資料室利用状況

	S62	H9	14	15	16	17	18	19
購入冊数 (冊)	3,912	3,300	2,279	2,612	2,398	2,488	2,201	2,364
蔵書数 (冊)	平成 19 年度末 67,313							
利用者数 (人)	12,369	47,823	47,960	56,685	50,080	55,045	54,570	54,410
貸出人数 (人)	516	11,676	7,046	7,413	6,762	6,006	6,177	6,335
貸出冊数 (冊)	887	34,087	20,558	21,047	19,914	17,389	17,658	19,356

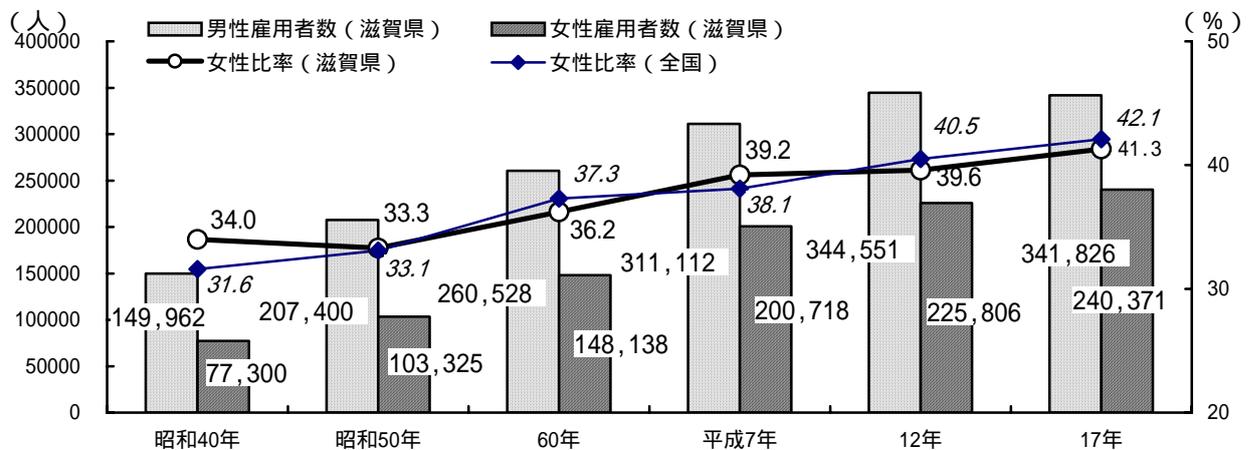
4 . 本文に関連する統計資料

(1) 共働き世帯数の推移 (滋賀県) 【本文 P4 3-(1)】



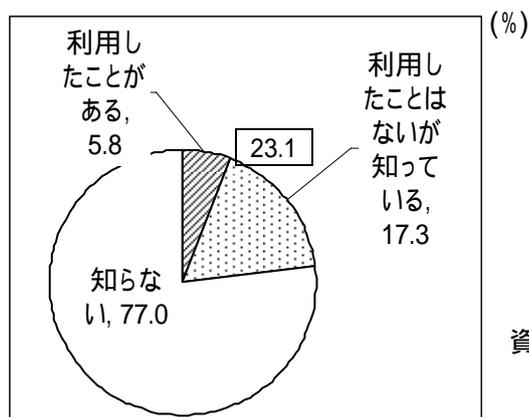
資料：国勢調査（総務省）

(2) 雇用者数の推移 (滋賀県) 【本文 P4 3-(1)】



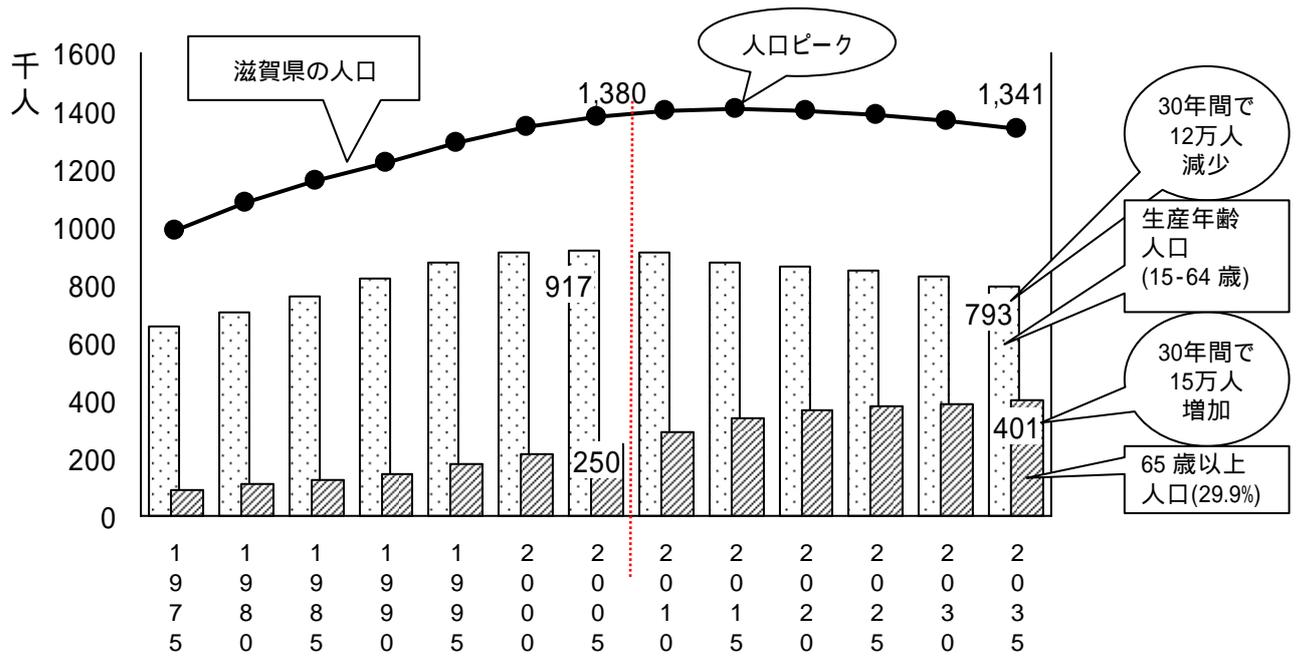
資料：国勢調査（総務省）

(3) 男女共同参画センターの周知度 【本文 P4 3-(1)】



資料：平成 18 年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（男女共同参画課）

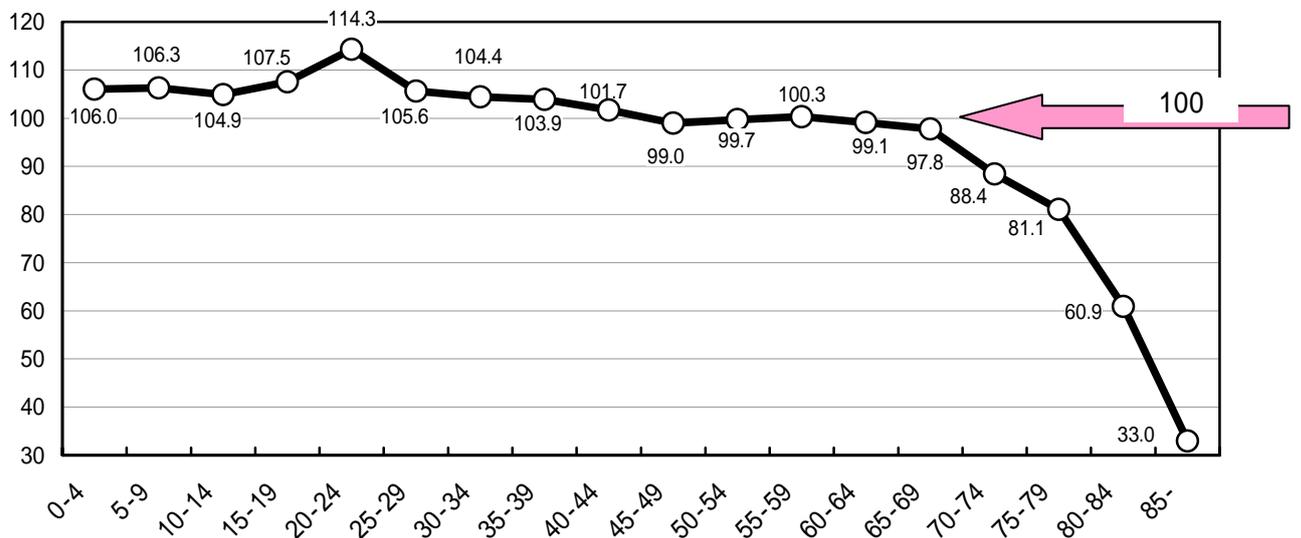
(4) 滋賀県の人口の推移【本文 P5 3-(2)】



(注) 社会経済状況の変化がなく、今のままの状態が続いていくというすう勢に基づく推計

資料: 2005年までは「国勢調査」(総務省), 2010年以降は「日本の都道府県別将来推計人口」

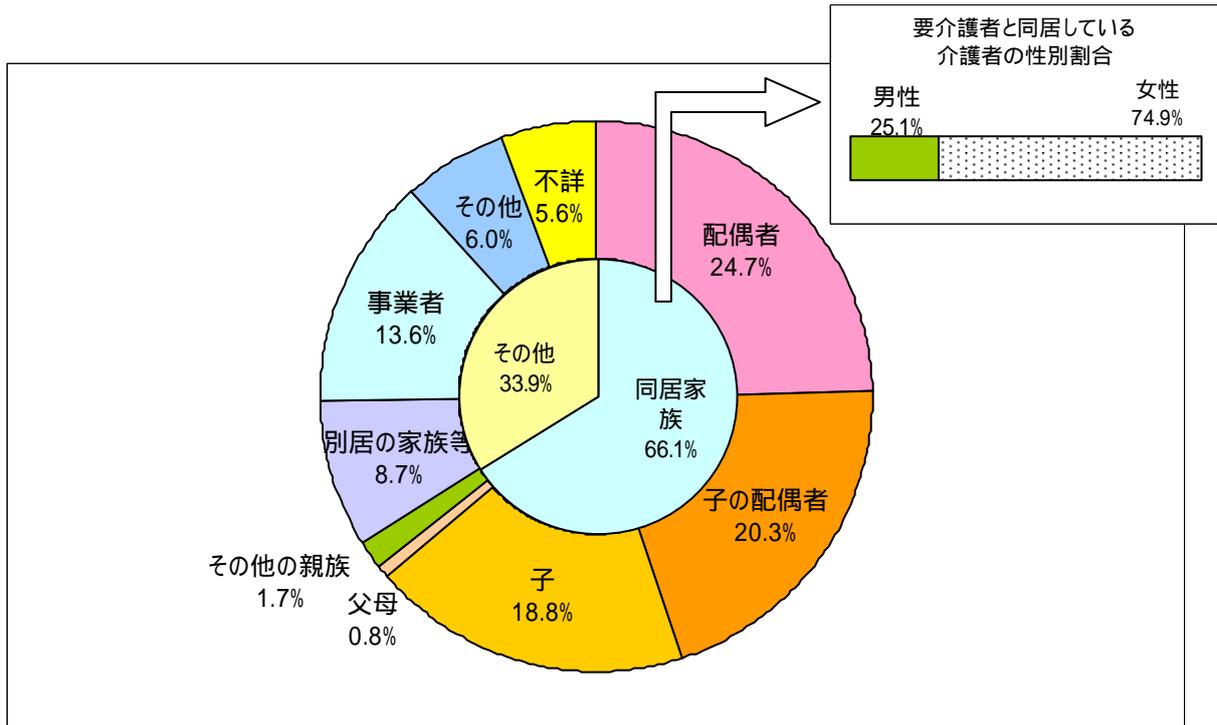
(5) 女性を100とした場合の男性の人口比(滋賀県)【本文 P5 3-(2)】



資料: 平成19年滋賀県推計人口年報(統計課)

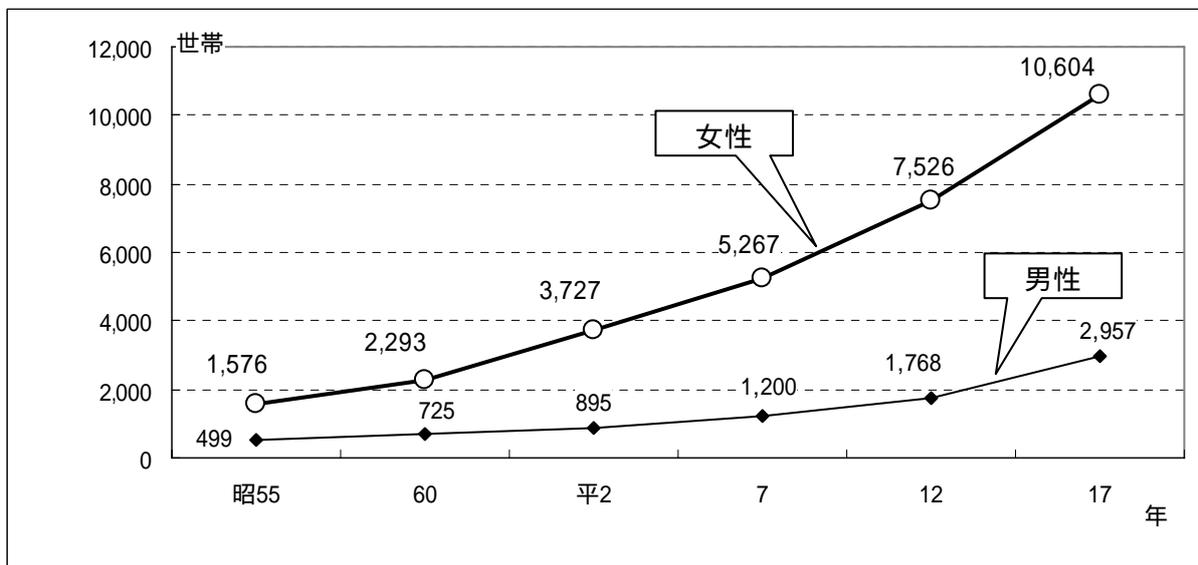
(6) 要介護者からみた主な介護者の続柄および同居している介護者の性別割合(全国)

【本文 P5 3-(2)】



資料:「国民生活基礎調査(平成16年)」(厚生労働省)

(7) 75 歳以上男女の単身世帯数の推移 (滋賀県) 【本文 P5-(2)】



資料:「国勢調査」(総務省)

5 . 滋賀県男女共同参画審議会（第4期）委員名簿

平成20年7月1日現在

（五十音順、敬称略）

氏 名	現 職	備 考
いじり ひさつぐ 井尻 久嗣	公募	
かわはら さとし 河原 恵	県立膳所高等学校長	
きょうらく まほこ 京樂真帆子	滋賀県立大学人間文化学部 准教授	
くさの つとむ 草野 勉	新江州株式会社代表取締役社長	
こにし みつよ 小西 光代	長浜み～な編集室 「み～な びわ湖から」編集人	
しんじょう ひろし 新庄 博志	おおつ男性会議 代表世話人	
たかはし けいこ 高橋 啓子	聖泉大学人間学部教授 臨床心理士	
たにくち ひろし 谷口 浩志	滋賀文化短期大学教授	会長代理
つどめ まさとし 津止 正敏	立命館大学産業社会学部教授	
なかむら つやこ 中村 艶子	同志社大学 言語文化教育研究 センター准教授	
ひじおか いさお 肱岡 勇夫	弁護士	
まきむら ひさこ 槇村 久子	京都女子大学現代社会学部教授	
もりやま いつこ 森山 逸子	公募	
やまだ まゆこ 山田 真由子	公募	
わたなべ あつこ 渡邊 敦子	公募	
わたなべ たかし 渡辺 峻	立命館大学専門職大学院 経営管理研究科教授	会 長

6 . 滋賀県男女共同参画審議会の審議経過

	開催日	審 議 内 容
第 1 回	平成20年 7月24日	審議会の運営について 今期の活動方針について ・ センターの果たすべき役割について議論 (主な論点) ・ センターの現状と課題について ・ センタービジョンの作成について
第 2 回	平成20年 9月12日	男女共同参画センターのあり方について (主な論点) ・ 男女共同参画の新たな段階に向けてのセンターのあり方 ・ センターが新たにもつべき役割・機能や従来から持つ機能の充実について
第 3 回	平成20年10月17日	男女共同参画センターのあり方について (主な論点) ・ 歴史的な経緯や時代の変化による人々の意識の多様化の中でのセンターの役割 ・ センターの軸足をどこに置くべきか ・ 介護等男性をめぐる課題への男女共同参画の視点からの取組の必要性
第 4 回	平成20年12月18日	男女共同参画センターのあり方について (主な論点) ・ 「客員研究員」制度や大学、研究者との共同研究等の取組について ・ 中・高生への浸透について ・ 相談室の機能について ・ 企業との連携について ・ 先進的な取組の実施について
第 5 回	平成21年 2月 2日	男女共同参画センターのあり方について (主な論点) ・ 意見書の確定について ・ サブタイトルの設定